

(3) その他様々な関係機関・関係者との連携・協力、犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

施策の推進にあたっては、様々な関係機関・関係者との連携・協力が必要であり、各種施策の企画立案などの際には、各府省庁において、意見交換の実施など、行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、事業者団体などとの連携・協力を行っている。

内閣府においては、平成19年2月、「犯罪被害者団体等紹介サイト」を内閣府犯罪被害者等施策ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>) 内に設置し、関係団体などとの情報交換に当たり、活用している。

また、内閣府において、平成19年1月、「犯罪被害者団体等からの意見聴取会」を実施した。意見聴取会では、内閣府から基本計画の進捗状況について報告を行った後、首都圏に所在する10の犯罪被害者団体などから意見・要望を聴取し、その概要を、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載した。

なお、同ホームページにおいては、随時、犯罪被害者等に係る意見を受け付けており、寄せられた意見について、適切に対応している。

犯罪被害者団体を始め様々な関係者との連携・協力により、犯罪被害者等の視点に立った施策の推進が可能となることから、今後とも、各府省庁において、意見聴取会やホームページなどを通じて、犯罪被害者等の意見・要望を適切に施策に反映することとしている。

(4) 施策策定過程の透明性の確保

施策を適正に策定するためには、当該施策の策定に当たっての透明性の確保が不可欠である。

情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて、各府省庁において適切に実施している。

推進会議の議事内容については、会議後、事務局より報道機関に対して説明を行うとともに、議事要旨などを作成し速やかに内閣府犯罪被害者等施策ホームページ上に掲載している。

内閣府においては、同ホームページ上で、基本法、基本計画、政府の推進体制を紹介するとともに、3つの検討会の検討状況など、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行っている。

(5) 施策の実施状況の検証・評価・監視

推進会議において、施策を効果的かつ適切に推進するため、

- ・当該施策の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策を実施させる
- ・当該施策を評価し、その結果を基本計画や個別施策の見直しなどに反映させる
- ・施策の検討・決定・施行の状況について、適時適切に監視を行う

こととしている。

平成18年12月、同会議の下に設置された専門委員等会議の第2回会合において、基本計画の進捗状況について、関係府省庁から報告が行われるなど、適時適切に監視を行っている。

今後、施策の実施状況の検証・評価についても、適切な時期に実施する。

(6) フォローアップの実施

内閣府において、定期的に施策の進捗状況を点検し、その結果を犯罪被害者白書などを通じて公表することにより、推進会議の行う施策の実施状況の監視と連携し、施策の推進を図っている。

平成18年11月、いわゆる犯罪被害者白書を取りまとめ、国会に提出するとともに、内閣府犯罪被害者等施策ホームページ上に掲載した。また、同年12月に開催された専門委員等会議の第2回会合において、施策の進捗状況の報告を受けるに当たり、同年次報告が配布された。

平成19年度も、施策の進捗状況を点検し、その結果について年次報告などを通じて公表する。

(7) 基本計画の必要な見直し

推進会議において、犯罪被害者等のための検証・評価・監視が適時適切に行われており、その成果も踏まえ、適切な時期に基本計画の見直しを行う。